

## 「電子処方箋管理サービスの運用について」に対するご意見及び回答

### ● ご質問

○回答（医薬・生活衛生局）

### ●【高倉 弘喜 構成員より】

1. p.7 “しかし、メール等では、中継する複数のサーバを指定できず、メールサーバ間の通信品質やセキュリティレベルにばらつきがあり、送信元や送信先を偽装する「なりすまし」や、送信データの「盗聴」や「改ざん」、通信経路への「侵入」や「妨害」等の脅威から保護することが困難である。”

今回の修正部分には該当しませんが、これは平文によるメール送信を想定しているものと思われます。実際に大部分のメールが平文で送受信されていますが、一方で、機密保持が必須となるメール送信の場合は、S/MIME 形式による本文暗号化・署名の利用が進んでいます。短期間で医療機関の多くがS/MIME形式に対応することが難しいとしても、すでに利用されている技術を見捨てたこの書き振りは、後ろ向きであるとの批判を受ける恐れがあります。なお、これに続く、患者のメールアドレス管理、ヒューマンエラーによる誤送信のリスクについては問題はないと考えます。

- ありがとうございます。この部分は、ご指摘の平文のメールを意識した記載となっております。ご指摘を踏まえ「メール等では」を「暗号化が施されていないメール等では」と修正する方向で検討いたします。

### ●【高倉 弘喜 構成員より】

2. p.31 “(2)電子処方箋管理サービスが停止した場合の対応”

処方箋の使用期間中のサービス停止を想定した記述がないと思われます。(3)の大規模災害時の対応と同様に紙の処方箋の再発行を認める必要がありますし、サービス復旧後に紙の処方箋発行の事実を電子処方箋管理サービスに登録する必要があると思われます。

- ご指摘の医療機関で電子処方箋発行後に薬局で調剤を受ける前に電子処方箋管理サービスが停止した時の対応は、5（1）に示す各種マニュアルにお示ししておりますが、本文書中においても明示することを検討いたします。

### ●【高倉 弘喜 構成員より】

3. p.32 “なお、電子処方箋管理サービスの停止中に紙の処方箋を発行する場合、医療機関は、処方情報を電子処方箋管理サービスに登録する必要はない。”

これは電子処方箋管理サービスの停止が長期に渡り登録が困難となることを条件としているのでしょうか？p.19の“(2)紙の処方箋の場合の対応”では「紙の処方箋で対応する場合であっても、処方・調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録することが重要であ

## 「電子処方箋管理サービスの運用について」に対するご意見及び回答

る。」と書かれているので、「登録する必要はない」条件を明記する必要があると思われます。

- 電子処方箋管理サービスが通常どおり稼働している場合は、紙の処方箋であっても処方・調剤結果の登録は重複投薬の網羅性を確保するためにも重要であると考える一方、電子処方箋管理サービスが停止している場合は、緊急時であるため、処方情報を電子処方箋管理サービスに登録することまでを求めることとはしない旨を記載しています。

短期の場合、長期の場合、どちらにおいても、何らかの理由で電子処方箋管理サービスが停止している間は、処方情報を一律求めることとはしない想定です。

### ●【高倉 弘喜 構成員より】

- 4. p.32 "医療機関が遠方である場合には、医療機関に薬局又は患者から 連絡し、紙の処方箋を再交付してもらうとともに、それを薬局に FAX 送付してもらい、"医療機関と薬局に FAX が常設されていることを前提にしていますが、日本の DX 化促進の影響で FAX 機器は数年以内に入手困難になること、普段使っていない FAX 機器はインク固着などにより印字等ができなくなる状況が想定されますので、この対応は現実的ではないと思われます。また、FAX 全廃を主張されている方々から本質的ではない指摘を受けることも懸念されます。

- ご指摘ありがとうございます。「メール、FAX 等」とさせていただきます。

### ●【高倉 弘喜 構成員より】

- 5. マイナンバーカード不携帯時や読み取りエラー時の扱いについて

一覧しただけですが、マイナンバーカードの保険証利用をしている場合で、マイナンバーカードが利用できない場合の扱いが不明確と思われます。

- ・マイナンバーカードで電子処方箋の発行を受けたものの、使用期間中にマイナンバーカードを紛失
- ・電子処方箋の発行を受けたのち、薬局でマイナンバーカードの読み取りエラーが発生
- ・マイナンバーカード再交付手続き中

などが発生した場合、医療機関に紙の処方箋を再交付してもらう必要が生じますが、現時点では再交付は大規模災害発生時のみを想定したものとなっています。

- ご指摘ありがとうございます。読み取りエラー時の対応については、P31 に記載のある各種マニュアルで対応を示しております。

マイナンバーカード不携帯の際やシステムトラブル時などの対応についてもわかりやすくお示しできるよう引き続き検討して参ります。